

# 刑弁でGO!

第18回

## トピック

### 裁判員に理解される法廷を目指して ～裁判員アンケートを参考に～

刑事弁護委員会副委員長 木下 信行 (40期)

#### 1 全ての裁判では、 分かりやすさが求められる。

- (1) 判断権者が、職業裁判官であろうと、裁判員が加わろうと、裁判で勝つには「良い戦術」と「高い技術」が求められる。求められる技術の中でも重要なのは「分かりやすさ」である。どんなに良い戦術であっても、判断権者に理解されなければ、無意味である。
- (2) 法廷で見て聞いて分かる裁判。裁判員裁判では、裁判員はもとより、職業裁判官も、捜査段階の調書を読まないし、法廷の速記録も読まない。法廷での理解度が全てとなる。それを前提とする法廷活動が求められる。
- (3) 裁判員裁判では、分かりやすさの重要性は、顕著となる。その大きな要因は、裁判員がいることである。理解力や経験が、職業裁判官とは異なる。裁判員を説得する技法と、職業裁判官を説得する手法は、自ずと異なる。今までと同様の弁護活動で十分だ、では通用しない。

#### 2 最高裁、東京地裁は、裁判員経験者への アンケート結果を公表した。

- (1) 裁判員の理解度について、アンケート結果が分かれた。弁護士会としては、残念な結果であった。
  - 検察官の説明が分かりやすかった  
⇒ 全国平均85%, 東京96%
  - 弁護士の説明が分かりやすかった  
⇒ 全国平均66%, 東京33%端的に、
  - 弁護士の説明が分かりにくい  
⇒ 全国平均2%, 東京21%という回答もあった。  
この結果を、どう分析すべきか?

- (2) 裁判員裁判となる重大事件でも、多くは、自白事件である。否認事件もあるが、現時点で、裁判員裁判で無罪判決は出ていない。つまり、すべて有罪事件であり、被告人は「悪いことをした」のである。

その悪い人に対して、検察官は「この被告人は悪い人です」とアピールする。これは、分かりやすい。他方、弁護人は、被告人を「そんなに悪くない」「根はいい人だ」と弁護する。弁護活動は、構造的に理解されにくい、という側面を持っている。

- (3) だから、この20ポイントの差（全国平均）は「やむを得ないのだ」という言い訳も考えられる。しかし、だからと言って、諦めて良いのだろうか。それでは、被告人は浮かばれない。

#### 3 東京の数字

- (1) 東京に限ると、検察官との差は顕著となる。東京の成績は、全国平均に比して、相当に悪い。弁護士同士の数字だから、刑事弁護の構造論では、言い逃れは出来ない。
- (2) 東京を除く全国平均では、弁護活動の理解のしやすさは、検察官と遜色ないのに、東京の弁護士が足を引っ張って数字を落としている、と言ったら過言だろうか。東京の弁護士に奮起が求められる。

#### 4 最後に

もう一度確認する。裁判員裁判では、「分かりやすさ」が求められる。今まで職業裁判官を説得してきた技法では不十分である。

日弁連や東弁は、アメリカから導入した技術の研修を行っている。それが絶対的な正解とは限らない。しかし、判断権者の理解を得ることを徹底的に追求する姿勢は、正しい方向性を示していると考えられる。

## 勾留請求却下に向けた弁護活動

会員 菅原 清暁 (59期)

### 1 出動要請・出動

当番弁護待機日某月1日(金) 昼過ぎ 法テラスより出動要請の電話を受けたため、同日夕方頃、被疑者と接見した。

被疑者の説明によれば、故意に犯行に及んだことについては概ね認めていたが、被害者が供述する犯行態様・程度においてかなりの齟齬があった。このため、警察からは、犯行態様の否認として厳しい取り調べを受けているようであった。

被疑者は、前科前歴もない普通の青年であり、家族に犯行が明らかになることに強い抵抗感を示し、家族への連絡を頑なに拒んでいた。このため、身体解放に家族の協力が必要不可欠であることを被疑者に理解してもらうことがひとつの課題になった。

### 2 検察官との面会

本件事案は、証人威迫等の罪証隠滅行為が考えがたい事案であったほか、被疑者には、扶養家族(配偶者)が存在し、定職があり、定まった住居を有し、身元引受人の確保も見込めた。また、犯行態様・程度において被害者供述との間に大きな齟齬があったが、故意に犯行行為に及んだこと自体については、既に自白調書が作成されていた。このため勾留請求の阻止ないし勾留請求却下も十分獲得しうる事案と目論んだ。

そこで、2日(土) 昼 勾留請求を差し控えてもらうべく検察官に直接面会し、逃亡・罪証隠滅のおそれがない旨を主張した。しかし、検察官からは、然したる理由が語られることもなく勾留理由があり勾留請求するとの回答であった。

### 3 被疑者の説得・家族への連絡

2日(土) 夜 被疑者と接見し、検察官が勾留請求の意向を有したこと、早期身体解放を目指すには家族

の協力が必要不可欠であることを丁寧に何度も説明し、何とか身内に身柄引受人の要請をするにつき了解を得た。併せて、被疑者には、誓約書(被害者と今後接触しない旨)を作成させた。

2日(土) 深夜 被疑者の身内を呼び事情を説明、身柄引受書の作成を依頼。その後、一晩かけて担当裁判官宛の勾留要件を満たさない旨の意見書を作成した。

### 4 裁判官との面会、意見書の提出

3日(日) 9時 裁判官が弁護人の面接に応じるのは勾留質問当日午前11時頃迄とのことから、9時に意見書を裁判所の休日受付に提出し、裁判官との面会を希望した。意見書には、誓約書、身柄引受書、及び被疑者の勤務先のホームページを資料として添付した。

提出後は、おって携帯電話に連絡するとのことだったため裁判所周辺で待機していると、10時頃、書記官より連絡があり担当裁判官と直接面会した。

添付資料につき説明を加えると共に裁判官の問題意識について確認したところ、弁護人の身元引受書の提出を求められたためメモ用紙を利用してその場で作成し提出した。

### 5 勾留請求却下の連絡・身柄解放

3日(日) 15時頃 無事、勾留請求却下の連絡が入り、被疑者は警察署で釈放準備中とのことであった。そして、同日夕方、無事釈放されるに至った。

### 6 最後に

勾留請求却下を目指した活動は、とにかく時間との勝負であるということを強く感じた。適切な事情聴取や資料収集にとどまらず、スケジュール管理も重要な弁護活動の1つであるということを感じさせてくれる貴重な事案だった。